

現行

第1章 一般共通

表-1・9 標準設計技術費率

対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
工種区分		A	b	
水門設備(小形水門設備除く)	3.32	23.589	-0.1217	1.89
ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22	743.22	-0.3209	0.96
揚排水ポンプ設備	4.47	65.910	-0.1669	2.07
ダム施工機械設備	4.28	13.580	-0.0717	3.07
トンネル換気設備, 駐車場設備, 道路用昇降設備	2.77	47.925	-0.1769	1.23

対象額 適用区分	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの
	下記の率とする。	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
工種区分		A	b	
小形水門設備	3.68	350.05	-0.2953	1.24
除塵設備	3.77	170.04	-0.2469	1.52
ダム管理設備	3.62	70.164	-0.1922	1.78
トンネル非常用施設	3.21	43.530	-0.1690	1.72
車両重量計設備, 車両計測設備	3.55	25.921	-0.1289	2.21
消融雪設備	2.80	351.05	-0.3131	0.88
道路排水設備・共同溝付帯設備	4.34	40.425	-0.1447	2.54
鋼製付属設備(単独工事に適用)	3.68	350.05	-0.2953	1.24

(3) 算定式

$$Se = A \cdot P^b$$

ただし Se : 標準設計技術費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

(注) Se の値は, 小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

表-1・10 標準一般管理費等率

対象額	標準一般管理費等率
500万円以下	27.00%
500万円を超え30億円以下	$G_1 = -2.9648 \text{Log}(G_1) + 46.862$ ただし, G_1 : 標準一般管理費等率 (%) G_1 : 対象額 (円)
30億円を超えるもの	18.76%

(注) G_1 の値は, 小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

Ⅸ-1-29

一部改定

第1章 一般共通

表-1・9 標準設計技術費率

対象額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
工種区分		A	b	
水門設備(小形水門設備除く)	3.32	23.589	-0.1217	1.89
ゴム引布製起伏ゲート設備	4.22	743.22	-0.3209	0.96
揚排水ポンプ設備	4.47	65.910	-0.1669	2.07
ダム施工機械設備	4.28	13.580	-0.0717	3.07
トンネル換気設備, 駐車場設備, 道路用昇降設備	2.77	47.925	-0.1769	1.23

対象額 適用区分	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの
	下記の率とする。	(3)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
工種区分		A	b	
小形水門設備	3.68	350.05	-0.2953	1.24
除塵設備	3.77	170.04	-0.2469	1.52
ダム管理設備	3.62	70.164	-0.1922	1.78
トンネル非常用施設	3.21	43.530	-0.1690	1.72
車両重量計設備, 車両計測設備	3.55	25.921	-0.1289	2.21
消融雪設備	2.80	351.05	-0.3131	0.88
道路排水設備・共同溝付帯設備	4.34	40.425	-0.1447	2.54
鋼製付属設備(単独工事に適用)	3.68	350.05	-0.2953	1.24

(3) 算定式

$$Se = A \cdot P^b$$

ただし Se : 標準設計技術費率 (%)

P : 対象額 (円)

A・b : 変数値

(注) Se の値は, 小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

表-1・10 標準一般管理費等率

対象額	標準一般管理費等率
500万円以下	26.17%
500万円を超え30億円以下	$G_1 = -1.4357 \text{Log}(G_1) + 35.789$ ただし, G_1 : 標準一般管理費等率 (%) G_1 : 対象額 (円)
30億円を超えるもの	22.18%

(注) G_1 の値は, 小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

Ⅸ-1-29